

令和2年5月27日

保護者の皆様へ

北広島市長 上野正三

### 令和2年6月の保育施設・学童クラブの利用について

日頃より市政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、「北海道における緊急事態措置」に伴う登園（所）自粛にご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

このたび北海道知事による「北海道における緊急事態措置」が解除されましたが、本市では、基本的な感染防止策の徹底等を継続しながら、保育施設・学童クラブの利用を段階的に移行することといたしました。

つきましては、保護者の皆さんに下記のとおり登園（所）自粛を要請する前の家庭保育等のご協力を改めてお願いいたします。子どもや保護者の皆様はもちろん、施設職員の健康や命を守るため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 家庭保育等について

令和2年6月1日（月）～6月30日（火）は、保護者が家庭で監護できる場合など可能な場合に限り家庭での保育にご協力をお願いいたします。保育が必要な方におかれましては各施設で保育を行います。

#### 2 保育施設・学童クラブの利用にあたって次のことにご協力ください

(1) 引き続き各家庭で朝晩の検温をお願いします。

発熱や呼吸器症状などの体調不良がある場合は、保育所等をお休みいただくようお願いいたします。保育施設・学童クラブでも検温し、熱がある場合は連絡をさせていただきます。お迎え等ご協力をお願いします。

(2) 子どもにマスクを着用させてください。

子ども用マスク等を着用して登所してください。ただし、各施設で過ごす中で熱中症の心配があるときはマスクを外す場合があります。

(3) 3歳未満児を除き、保護者の方の施設内への立ち入りはできません。

## 2 保育施設・学童クラブにおける感染予防への協力について

すでに感染予防のご協力をいただいているところですが、今後も体調確認に注意をいただき、下記の点についてご協力いただきたくお願いいたします。

### (1) 子どもに発熱等の体調不良がある場合

子どもに発熱や呼吸器症状などの体調不良がある場合は、保育施設・学童クラブをお休みいただくようお願いいたします。お休みの期間は、発熱があった場合は解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでです。

### (2) 子どもの家族が濃厚接触者に特定された場合

すみやかに所属の保育施設・学童クラブにご連絡ください。お子さんにつきましては原則お休みとなります。お休みいただく期間は、濃厚接触者に対する保健所による健康観察期間等です。

### (3) 子どもの家族等が感染した場合・子どもが濃厚接触者に特定された場合

すみやかに保育施設・学童クラブにご連絡ください。お子さんにつきましてはお休みとなります。お休みいただく期間は、感染者と最後に接触してから起算して2週間が目安です。

### (4) 子ども自身が感染した場合

すみやかに保育施設・学童クラブにご連絡ください。感染者が発生した場合、一定期間休園（所）となる可能性があります。

## 3 保育料・学童保育料について

北広島市の要請・同意により保育所・学童クラブが休園（所）になった場合及び登園（所）しなかった場合は、日割り計算とします。詳細については別途ご連絡いたします。また市の子育てサイトでもご確認いただけます。

## 4 その他

各施設において感染予防に努めているところですが、利用児童や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、感染した方の状況により施設の休園（所）を行い、必要な対策を講じることとなりますので、ご承知おき願います。

## 5 問合せ

保育園について 子ども家庭課（電話372-3311内線2208）

学童クラブについて 子育て・学童担当（電話 372-3311 内線 2203）